

# 横浜 DeNA ベイスターズ宜野湾友の会規約

(名称)

第1条 本会は、横浜 DeNA ベイスターズ宜野湾友の会（以下、「宜野湾友の会」という）と称す。

(目的)

第2条 宜野湾友の会は、横浜 DeNA ベイスターズの沖縄での自主トレ、キャンプに関してあらゆる面で手助けをし、年間を通して支援することを目的とする。

(会員)

第3条 宜野湾友の会は、前条の目的に賛同する個人及び団体をもって会員とする。

2. 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退会したとき
- (3) 解散したとき
- (4) 会費を納入しないとき

(役員)

第4条 宜野湾友の会に役員を置く。役員任期は2年とし再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名

2. 役員にして他の関係団体の職にあったものが任期中当該職を離れたときは、その後継者が代わって当該役員に就任するものとする。

(顧問・相談役)

第5条 宜野湾友の会に顧問及び相談役を置くことができる。

(役員会)

第6条 役員会は、第4条及び第5条に規定するもので組織し、次の事項の審議を行う。

- (1) 予算・決算
- (2) 事業計画・事業承認
- (3) その他宜野湾友の会の運営に必要な事項

2. 宜野湾友の会の総会にかかわるべく決議機関は、前項の役員会をもって充てるものとする。

3. 役員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(経費)

第7条 宜野湾友の会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入を、もって充てる。

(会費)

第8条 宜野湾友の会の会員は、毎年次の額の会費を支払うものとする。ただし、口数については制限しない。

(1) 個人は、1口 2,000円  
1口 1,000円(中学生まで)

(2) 団体は、1口 10,000円

2. 既納の会費は、返還しないものとする。

(監査)

第9条 宜野湾友の会の監事は、年1回宜野湾友の会の会計等を監査し、役員会においてその結果を報告しなければならない。

(会計年度)

第10条 宜野湾友の会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事務局)

第12条 宜野湾友の会の事務局は、会長が指定する所に置く。

(委任)

第13条 宜野湾友の会の運営に関し、この規約に定めるもののはか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年 6月28日から施行する。

この規則は、平成 5年 1月19日から施行する。

この規則は、平成10年12月24日から施行する。

この規則は、平成16年 1月28日から施行する。

この規則は、平成18年11月16日から施行する。

この規則は、平成24年 1月19日から施行する。

(会計年度の特例)

1. 会計年度の変更にあたり、第10条の(会計年度)の規定に関わらず、平成18年度の会計年度は、平成18年4月1日に始まり平成19年9月30日に終わるものとする。